

ネーミングライツ・パートナー（施設特定募集型）募集要項

1 募集の目的

伊賀市（以下「市」という。）では、民間事業者の皆様の支援により、新たな財源の確保及び施設のサービスの維持・向上を目指し、ネーミングライツ・パートナーを以下のとおり募集します。

2 募集概要

（１）対象施設（各施設の概要は、別添のとおりです。）

- i 上野運動公園野球場（伊賀市小田町 317 番地）
- ii 上野運動公園競技場（伊賀市小田町 470 番地）
- iii 伊賀市民体育館（伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地）及び伊賀市民弓道場（伊賀市緑ヶ丘東町 1377 番地の 1）

※ 上記の施設すべてに提案いただくことも可能とします。

※ 選定に際しては、施設毎に提案者間の順位付けを行い、優先交渉権者を選定するため、提案金額や提案契約期間によっては、いずれかの施設のみ、又はすべての施設で優先交渉権者とならない場合があります。

（２）提案条件

①提案金額

- i 上野運動公園野球場 : 提案下限額 80 万円（年額）
- ii 上野運動公園競技場 : 提案下限額 100 万円（年額）
- iii 伊賀市民体育館・伊賀市民弓道場 : 提案下限額 100 万円（年額）

※ 提案下限額には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

・ネーミングライツの対価としては、金銭のほかに、対象施設への役務（サービス）の提供なども可能です。

②提案契約期間

原則として、3 年以上 10 年以内の期間とします。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮し、協議の上決定します。

③愛称の条件

- 1) 正式名称は、変更せず、愛称とします。
- 2) 愛称は、施設の使用目的に沿ったもの（スポーツ施設であることがわかるもの）としてください。ただし、伊賀市広告掲載要綱（平成 19 年伊賀市告示第 34 号）第 4 条第 1 項に該当する提案はできません。
- 3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、できないものとします。ただし、変更の必要性について特段の理由がある旨を伊賀市に書面により説明し、市から書面による同意を得たときは、この限りではありません。
- 4) 愛称については、商標権等の侵害とならないよう事前にご確認ください。
また、市は、愛称の普及のため、次のとおり協力します。
 - イ 愛称の決定につき記者発表し、市ホームページ等で公表します。
 - ロ 市の各種広報において愛称を使用するとともに、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。

（３）ネーミングライツ・パートナーのメリット

施設への愛称名を広告媒体とする広告効果のほか、ネーミングライツ・パートナーには、関連する

製品の展示や募集施設内での企業広告やポスター等の掲示など、内容によっては、付与が可能となる場合があります。

(4) 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する法人とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、提案者となることができません。

- ① 本市の市税を滞納している者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③ 市から資格（指名）停止措置を受けている者
- ④ 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- ⑥ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、指定管理者の事業内容等と競合するもの（ただし、指定管理者及びその関連企業を除く。）
- ⑦ 伊賀市広告掲載基準第3条（規制業種又は事業者等）に掲げる以下の業種又は事業者等に該当するもの
 - 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業及び風俗営業に類似した業種
 - 2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する消費者金融など貸金業
 - 3) たばこの販売に係るもの
 - 4) ギャンブルに係るもの（公営くじに係るものを除く。）
 - 5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの又は施設
 - 6) 社会問題を起こしている業種や事業者等
 - 7) 占い、運勢判断に関するもの
 - 8) 興信所、探偵事務所等
 - 9) 債権取立て、示談引き受けなどに関するもの
 - 10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - 11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生、更生手続き中の事業者等
 - 12) 行政機関からの行政指導を受け、改善されていないもの
 - 13) 1) から12) までに掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は事業者等として妥当でないと認められるもの
- ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市が認めるもの

3 提案者の受付

(1) 提案参加資格の確認

提案参加資格の適否を確認するため、以下の書類を「7 問合せ先及び書類の提出先」までご提出ください。

参加資格の確認が完了したときは、「ネーミングライツ提案参加受付済書」をお渡しします。

《提出書類》

※様式は、伊賀市ネーミングライツ導入に関するガイドラインの様式を使用してください。

※③④⑥については、発行後3カ月以内のもの

- ① ネーミングライツ提案参加申込書（様式2）
- ② ネーミングライツ提案に係る誓約書（様式3）
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 登記事項証明書〔商業登記簿謄本〕
- ⑤ 会社概要及び直近3か年の決算報告
- ⑥ 未納の税額がないことを証明する納税証明書（直近1ヵ年分）

※以下のア～ウのうち該当するもの

ア. 伊賀市内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者

- ・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行
- ・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行

イ. 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者

- ・すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕＝所管県税事務所発行
- ・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行

ウ. その他の事業者

- ・法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3の3〕＝所管税務署発行

(2) 提案参加申込期間

令和8年2月13日（金）から令和8年3月12日（木）まで

※持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

※郵送の場合は、提案参加申込期間の最終日必着

(3) 提案先

「7 問合せ先及び書類の提出先」の①へ持参若しくは郵送により提出してください。

(4) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

①受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）まで随時受付

②受付方法

質問書に質問内容を記入のうえ、電子メールにより、「7 問合せ先及び書類の提出先」の①まで提出し、提出した旨を電話連絡してください。

③回答方法

市担当者から、令和8年3月6日（金）までに、電子メールにより回答します。なお、法人名等を除き、質問の概要を市ホームページにおいて公表する場合があります。

4 優先交渉権者の選定

(1) 公募の実施

ネーミングライツの導入が決定した施設に関しては、競争性及び公平性確保の観点から、公募により優先交渉権者を選定します。

(2) 優先交渉権者の選定方法

本募集要項3（1）で提案参加資格が確認された提案者（以下「提案資格者」という。）を対象に入札にて決定します。

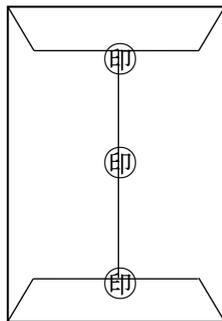
(3) 入札書式等

提案資格者は、「ネーミングライツ（命名権）の取得に関する提案書（様式4-1）」に必要事項を記入押印し、封入の上、入開札当日に持参してください。なお、代理人により入札及び契約をしよ

うとするときは、委任状も持参してください。

<記入例>

伊賀市長 稲森 稔尚 様
対象施設 (施設名)
入札書在中
住所
氏名 (法人名)



封印は、3ヶ所
をお願いします。

(4) 入札及び開札

- ①入札受付及び受付場所 令和8年3月18日(水)15時30分から16時まで
伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所本庁4階 資産経営課
- ②入札の日時 令和8年3月18日(水)16時10分から
- ③入札の場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所本庁4階 404会議室

(5) 入札方法

- ①提案金額は、千円単位とします。
- ②金銭及び金銭以外を対価とする際は、その内訳を記載してください。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 提案資格者の資格を有しない者が入札したとき。
- ② 同一物件の入札に、2以上入札をされたとき。
- ③ 同一物件の入札に、他の代理人を兼ね2以上入札をされたとき。
- ④ ネーミングライツ(命名権)の取得に関する提案書(様式4-1)の氏名、金額、その他の用件が不明又は記名押印を欠くとき。
- ⑤ ネーミングライツ(命名権)の取得に関する提案書(様式4-1)の金額を欠いたとき又は訂正したとき。
- ⑥ 入札に際して談合等の不正があったと認められるとき。
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(7) 落札者(以下「優先交渉権者」)の決定方法

開札結果を基に、資産経営課及び施設所管課にて審査基準に基づき審査し、提案資格者間の順位付けを行います。なお、提案が1者のみの場合も、優先交渉権者として相応しいかどうかを審査します。

<<審査基準>>

イ ①提案金額、②提案契約期間の適否を判定します。

審査区分	審査項目
①提案金額	提案下限額を下回っていないか
②提案契約期間	3年から10年の範囲内となっているか

ロ イの審査の判定を参考に適否の最終判断を行うとともに、複数の提案があった場合には、提案金額や提案契約期間により、提案資格者間の順位付けを行った上で、優先交渉権者を選定します。

順位付けに当たっての考え方は、下記表のとおりとします。

なお、提案が競合した場合、個別の提案、まとめた提案であることに関わらず、順位付けは、施設ごとに行い、それぞれの施設について最高点の提案資格者が優先交渉権者となります。

《提案資格者間の順位付け》

財政的な観点と施設の愛称として定着させる観点を踏まえ、以下の算式により提案資格者の得点を算定し、得点の高い順に順位付けを行う。

得点 = $100 \times (\text{①提案金額} / \text{②当該施設の提案下限額}) \times \text{③提案契約期間に応じた係数 } \alpha$

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位止めとする。

③提案契約期間に応じた係数

	3年間	4年間	5年間	6年間	7年間	8年間	9年間	10年間
係数 α	1.00	1.05	1.10	1.10	1.10	1.15	1.15	1.15

※得点が同点となったときは、提案契約期間の長い提案を上位とする。提案契約期間も同じときは、抽選により選定する。

(8) 選定結果の通知

資産経営課において、選定結果を提案資格者に文書で通知します。

5 愛称の決定、契約

(1) 愛称の決定

優先交渉権者は、「愛称案提案書(様式5)」にて施設所管課へ「愛称案」を提案します。

提案された「愛称案」は、以下の審査基準及び関係法令等に基づき施設所管課、また必要に応じて伊賀市広告事業審査委員会にて審査します。

- ①愛称案は、「本募集要項2(2)③愛称の条件」に定める条件を満たしているか。
- ②愛称案は、親しみやすさ、呼びやすさを有し、施設のイメージにあっているか。
- ③愛称案の掲出表示内容は、屋外広告物として法令上問題がないか。

審査の結果、愛称としてふさわしくないと判断されたときは、その旨を優先交渉権者に資産経営課より通知し、愛称案を修正の上、再提出するよう依頼します。

(2) 契約

施設への名称表示のデザイン、設置時期及び方法、支払方法、契約の更新・解除、道路案内標識の表示変更(道路管理者と協議の上、変更可能なものに限る。また、原則として災害時の避難場所への案内標識(避難誘導標識等)については、変更の対象外とする。)等契約条件の細目について、詳細な協議を行い、双方が合意に至った時点で契約を締結します。

① 費用負担等

愛称の設定に伴い必要となる名称表示サイン及び看板等の変更に必要な費用、契約期間満了後に原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。また、これらの変更及び原状回復の作業及びそれに係る事務手続きについても市が別途指定する方法により、ネーミングライツ・パートナーにおいて実施することとします。

② 契約の解除等

ネーミングライツ・パートナーの瑕疵や、社会的信用の失墜その他の契約相手方に生じた事情により、ネーミングライツ契約の維持が困難と考えられる場合には、契約を解除することがあります。

上記の場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

③ 契約期間満了後の措置

契約期間満了前において、ネーミングライツ・パートナーは、当初の契約の延長について申し入れることができます。

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定・公表

契約締結後、市ホームページへの掲載や報道機関への情報提供により当該事業者の名称、住所、契約金額、契約期間等を公表します。

6 その他

- (1) 本件の提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (3) 提案内容等について、市から提案者に連絡することがあります。また、必要に応じて提案書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。
- (4) ネーミングライツ導入後においても、市の条例、規則等における名称は変更しませんが、新たに決まった愛称については、市においても積極的に使用します。
- (5) 契約に至らなかった提案については、関係者及び市民の意見を聞く目的以外に公表することはありません。

7 問合せ先及び書類の提出先

①募集要項及び入札・契約事務に関すること

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市財務部資産経営課資産活用係

TEL：0595-22-9690

メール：fm@city.iga.lg.jp

(土、日、祝日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで)

②対象施設の詳細、愛称の掲示等施設利用に関すること

(1) 上野運動公園野球場、上野運動公園競技場、伊賀市民体育館、伊賀市民弓道場に関すること

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市地域力創造部スポーツ振興課

メール：sports@city.iga.lg.jp

(土、日、祝日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで)

ネーミングライツ・パートナー（施設特定募集型）募集要項等にかかる質問書

令和 年 月 日

（あて先）伊賀市長

法人名（団体名）：
所在地：
担当者職氏名：
電話：
電子メール：

質問書

ネーミングライツ・パートナーの導入にかかる募集要項等について、質問事項がありますので提出します。

対象 施設名	
質問事項	(要項等の項目番号・ページ数等)
質問内容	

（注意）質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先 伊賀市財務部資産経営課

メール：fm@city.iga.lg.jp

〇〇ネーミングライツ付与契約書（案）

伊賀市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する〇〇に対する施設命名権及びこれに付帯する諸権利等（以下「ネーミングライツ」という。）を乙に付与するに際し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（本契約の目的）

第2条 本契約は、民間の資金を活用して、〇〇の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供することを目的とする。

（ネーミングライツ）

第3条 甲は、乙に対して、〇〇のネーミングライツを付与する。この場合において、乙の定める〇〇の名称は愛称とし、〇〇の正式名称は、これを変更しない。

2 〇〇の愛称は、次のとおりとする。

「●●●●」

3 乙は、〇〇のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

（施設命名権に付帯する諸権利等）

第4条 甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利等（以下「パートナーメリット」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 愛称掲出権：〇〇ウェブサイト、広報チラシ、パンフレットなど
- (2) 施設内外看板への広告掲出権

（契約期間）

第5条 本契約の契約期間は、令和8年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 愛称の使用期間は、前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに本契約が終了したときは、愛称の使用期間も終了する。

（契約金額）

第6条 本契約に基づく契約金額は、年額〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。ただし、名称表示が可能な期間（実際に乙が表示しているか否かを問わない。）が1年間に満たないときは、日割りで算出するものとする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 乙は、前項に定める金額を甲の発行する納入通知書により、毎年4月30日（土曜、日曜及び祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して前納することとする。ただし、契約年度分の納付期限は、甲が請求を行った日の翌月末とする。

- 3 乙が、前項の納付期日までに契約料を納付しないときは、その翌日から納付した日までの日数に応じ、その未払額について延滞金率を乗じて遅延利息を徴収する。この延滞金率は、伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）第19条の規定を準用する。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。
- 4 甲は、徴収した契約料は、還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することがある。

（名称表示サインの変更等）

- 第7条 甲は、〇〇敷地内外の名称表示サイン（以下「サイン」という。）のうち乙が指定するものについて、第3条の愛称に変更することを了承する。ただし、敷地内外看板、道路標識等のサインの変更は、関係機関と協議の上、変更可能な表示についてのみ実施し、原則として災害時の避難場所への案内標識（避難誘導標識等）については、サインの変更の対象外とする。また、三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）の定めるところにより、施設屋外における表示は、施設名称のみに限られ、マーク、ロゴタイプ等の表示はできないものとする。
- 2 前項に定めるほか、乙は、甲と協議の上、〇〇の施設及び敷地内外に新たにサインを設置することができるものとする。
 - 3 サインのデザイン、掲示場所や仕様（規格、寸法、構造、材質、設置方法他）等の詳細について、乙は、甲と協議し甲の承認を受けるものとする。
 - 4 サイン変更工事及び新たな設置工事は、乙が実施するものとし、その費用及びそれに係る事務手続きについては、乙の負担とする。なお、施工の範囲、時期、内容について、乙は、甲と協議し決定する。
 - 5 本契約終了時は、乙の費用負担により本契約開始前のサインに原状回復するものとする。
 - 6 施設パンフレットその他の印刷物への愛称の表示については、原則として、契約期間開始後に作成される印刷物から行うこととする。

（愛称の変更）

- 第8条 乙は、本契約期間中、本件愛称を変更することはできない。ただし、変更の必要性について特段の理由がある旨を甲に書面により説明し、甲から書面による同意を得たときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書による変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

（サインの管理）

- 第9条 サインの清掃及び修繕等、維持管理について、乙は、甲と協議したうえで実施することとする。この場合において、当該維持管理に係る費用は、乙が負担するものとする。

（ネーミングライツの周知）

- 第10条 甲は、〇〇のネーミングライツに対する市民への周知と理解を図るため、あらゆる機会を利用し、愛称の普及及び定着に努めるものとする。

（知的財産権の無償使用）

第 11 条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合において、乙は、甲がこれを無償で使用することを認めるものとする。

2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件は、甲乙の協議により別途定めるものとする。

3 表示された愛称が、第三者の知的財産権を侵害したときは、乙は、自らの責と負担においてこれを解決し、甲に一切迷惑をかけないものとする。

（損害賠償）

第 12 条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約解除権）

第 13 条 甲又は乙のいずれかが、正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は、本契約を解除することができる。

2 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は、本契約を解除することができる。

3 前 2 項に定める契約解除を甲が行ったときは、乙は、当該解除の日を含む契約年度に係る契約金額の返還を請求することができない。

4 前項の場合にあっては、乙の費用負担により、第 4 条に掲げるパートナーメリットとして変更したサイン等の原状回復を行うものとする。

5 第 1 項に基づく乙の申入れにより本契約が解除された場合、及び災害その他の不可抗力等、甲乙双方の責めに帰し得ない事由により本契約が終了した場合、甲は、既に支払われた契約金のうち未履行分について、日割りによる計算の上、乙に速やかに返還するものとする。

（有益費等の放棄）

第 14 条 本契約が終了したとき、又は甲が前条に定める解除権を行使したときは、乙は、自らの支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することはできない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 15 条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第 3 者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があったときは、甲は、第 13 条第 1 項に基づき契約を解除できる。

（業務委託等の禁止）

第 16 条 乙は、愛称を掲示した広告物の製作及び帳票類の製作等、乙の責任のもとで他者への業務委託が合理的であると判断される場合を除き、本契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(契約の費用等)

第 17 条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(疑義に関する協議)

第 19 条 本契約の内容に関し、疑義が生じたときは、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第 20 条 本契約に関して紛争が生じたときは、津地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

伊賀市四十九町 3 1 8 4 番地

(甲) 伊賀市

伊賀市長 稲 森 稔 尚

(乙)